

31千市区第 号

令和元年 5月30日

千葉市住居表示審議会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

千葉市長 熊谷俊人

住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について（諮問）

千葉市住居表示審議会設置条例（昭和37年条例第26号）第2条の規定に基づき、
下記のことについて諮問します。

記

- 1 中央区都町及び若葉区加曾利町の一部区域に係る住居表示の実施区域
及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び
名称の変更について（別紙のとおり）

別紙

1 住居表示の実施区域

右図に示す区域（約71ヘクタール）

2 住居表示の方法

道路等によって区画された街区に、順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用する。

3 町の区域の変更

当該区域は、1つの町の区域としては広大なため、5つの丁目を新設する。

なお、一部区域については既存の丁目に編入する。

丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等により設定する。

4 町の名称の変更

新たな町の名称は「都町4丁目」「都町5丁目」「都町6丁目」「都町7丁目」「都町8丁目」とする。

なお、一部区域については「都町3丁目」に編入する。

